

こども・若者、子育て当事者意見ボックス(令和8年6月分)

子育て当事者

番号	ご意見	市の考え
1	津駅チャムの建て直し。駅を見たら町の勢いがわかると思います。市役所、リージョンプラザの建て直し。市のために働く人がまず良い環境で仕事をしてほしいです。 大門商店街内の車の通行を許可してバスが通ってバス停もあること。観音とお菓子屋の観光資源が活用できていないのではと思います。 小中高校の昭和の校舎は思い切って建て直す。特に東橋内中学校、敬和小学校の建て直しとその地域への差別や偏見を次世代に継がないこと。 郊外にばかり新しい施設をつくらないでほしい。 お願いします。	【津駅チャムの建て直し】 津チャムについては、名古屋ステーション開発株式会社が運営を行う施設であり、建て替えを含めた施設の改修や開発等の意思決定については事業者側の経営判断に基づき進められることとなります。 一方で、現在、津駅周辺地区においては、利便性の向上や地域活性化を目指し、国・県・市が連携して「バスタプロジェクト(交通結節点機能の強化)」をはじめとした周辺基盤整備の検討・調査を進めているところであり、津市としてもこうした取り組みの加速化を図るべく、令和7年7月に「津駅周辺基盤整備の方向性(ビジョン)」を策定し、津駅周辺地区における目指すべき将来像を示したところです。この津駅周辺における基盤整備に関しては、官民が連携し、いかに魅力的な駅前空間を創出できるかが非常に重要となることから、今後も民間事業者とも将来の津駅周辺のあり方について意見交換や情報共有に努めながら、駅周辺エリアの価値を高め、津駅が賑わいある県都にふさわしい津市の玄関口となるよう取り組んでまいります。建設政策課(059-229-3194) 【市役所の建て直し】 市役所本庁舎の建物については、耐震性を確保しており、令和3年度までに地震や津波といった大規模災害への対応として、非常用自家発電機の高所化及び燃料タンク増量の設備更新など大規模改修を実施してきました。 今後も計画的な保全に努め、来庁者の利便性の向上や職員の執務環境の改善など適切に図ってまいります。財産管理課(059-229-3125) 【リージョンプラザの建て直し】 津リージョンプラザの建物については、耐震性を確保しており、設備に関しても、令和2年度に実施した空調設備や電気設備等の大規模改修をはじめ、必要な維持管理を行ってきました。 今後も計画的な保全に努め、来庁者の利便性の向上や職員の執務環境の改善など適切に図ってまいります。文化振興課(059-229-3202)

こども・若者、子育て当事者意見ボックス(令和8年6月分)

子育て当事者

番号	ご意見	市の考え
		【大門の車の通行】 大門・丸之内地区については、本市も参画する官民連携組織「エリアプラットフォーム 大門・丸之内 未来のまちづくり」において策定された「津市大門・丸之内地区未来ビジョン」において、「楽しく歩いて回遊できるまち」が目標の一つとされています。 現在、エリアプラットフォームにおいて、目標の実現に向けた様々な取組が進められており、大門大通り及び立町通りについては、これまで実施された社会実験等の結果を踏まえ、車両通行の是非を含め、再整備の方針が検討されているところです。都市政策課(059-229-3183) 【観音、お菓子】 津観音や大門大通り商店街内の店舗については、津市観光協会や津市物産振興会を通じてPRを行っています。 観光振興課(059-229-3170)、商業振興労政課(059-229-3169) 【校舎の建て替え】 本市は、小学校48校、中学校19校、義務教育学校1校の学校施設を保有しており、学校施設が一斉に更新時期を迎えつつありますが、老朽化による建替えは多額の費用と期間を必要とすることから、建物の良好な状況を保つために、計画的に修繕・改修を行うことで機能回復及び機能向上を図り、施設の使用年数を延ばす長寿命化改修を実施することで財政負担の縮減や平準化を図っていきます。教育施設課(059-229-3242) 【地域の差別】 津市では平成18年9月に「一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ること」を目的に「人権が尊重される津市をつくる条例」を制定しました。また、平成20年7月には津市の人権施策を推進していくうえでの指針となる「津市人権施策基本方針」を策定し、この基本方針に基づき人権施策に取り組んでいます。 今後も、人権講演会や市民人権講座、広報紙への啓発記事の掲載などさまざまな人権啓発を通じて、差別を許さない、一人ひとりの人権が尊重される明るく住み良い津市

こども・若者、子育て当事者意見ボックス(令和8年6月分)

子育て当事者

番号	ご意見	市の考え
		の実現に向けた取り組みを進めていきます。 また、東橋内中学校区だけでなく、市内すべての校区において、差別や偏見をなくしていく取組が必要であるとの考え方にに基づき、すべての中学校区において、人権教育カリキュラムを作成し、発達段階に応じて人権学習を行っています。人権学習を通して、子どもたちが、「自分も友だちも大切な存在」「地域が好き」「差別や偏見をなくしていきたい」と思えるよう取組を進めています。 なお、子どもたちの前に立つ教職員の人権意識と指導力を高めていくために、人権教育推進の中心となる管理職や人権教育担当者を対象とした研修を行ったり、指導主事が各園・学校へ入りながら研修会を行ったりしています。 すべての子どもたちや、すべての人々が安心して、自分らしく居られる園・学校・地域になるよう今後も取組を進めていきます。人権課(059-229-3165)、人権教育課(059-229-3253) 【郊外に施設を作ること】 本市の都市づくりとしては、建物の立地を促進する「市街化区域」、建物の立地を抑制する「市街化調整区域」、建物の利用用途を制限する「用途地域」などを指定することにより、建物の立地をコントロールしています。郊外部では「市街化調整区域」を指定するなどにより、大規模な商業施設などの立地を抑制しています。 また、本市の人口減少等に対応し、多極ネットワーク型コンパクトシティの構築を図るために策定した「津市立地適正化計画」では、津駅周辺、津新町駅周辺などを都市機能誘導区域と設定し、区域内に「商業施設(食品スーパー)」や「医療施設(内科)」等を誘導するようにしています。都市政策課(059-229-3181)